

福岡市就労相談窓口事業における個人情報開示等の手続きについて

平成29年10月 福岡市経済観光文化局

1 保有する個人情報について

福岡市就労相談窓口事業で保有する利用者の個人情報は、次の①～⑦のとおりです。

- ①氏名、性別、生年月日、住所、電話番号等の連絡先
- ②就職についての希望等（希望する仕事、希望勤務時間、希望就業形態、希望休日、希望勤務地、転居の可否、希望収入、その他希望条件）
- ③学歴、職業訓練・セミナー等受講歴、資格・免許、特技
- ④経験した主な仕事
- ⑤就職活動の状況
- ⑥相談支援の内容（上記①～⑤以外で任意に提供された情報を含む。）
- ⑦職業紹介の取扱状況（求職受付日、職業紹介日、職業紹介した求人、採否の結果）

2 個人情報の保管方法及び保管期間について

	保管方法	保管期間
前記1の①～⑥の情報	本事業専用の個人情報データベースに登録	最終支援日の属する年度の翌年度の4月1日から5年間
前記1の⑦の情報	求人求職管理用データベースに登録	職業紹介日の属する年度の翌年度の4月1日から2年間

3 個人情報の開示・訂正・利用停止について

利用者からの個人情報の開示、訂正（追加や削除を含む。）及び利用停止（消去や提供の停止を含む。）の請求には、原則として、福岡市個人情報保護条例に基づき対応します。

ただし、開示及び訂正（以下「開示等」という。）については、後記4及び5に記載の方法による任意開示等に対応することが可能です。

4 簡易な方法による個人情報の任意開示について

(1) 請求方法

個人情報の任意開示を請求する場合は、以下の書類を後記7の請求受付窓口（本事業の受託事業者の事業所。以下同じ。）に直接提出するか又は送付してください。

- a) 「福岡市就労相談窓口事業」保有個人情報開示請求書<様式1>
- b) 必要な切手を貼付した返信用封筒（定型の封筒で、返信先を明記したもの。）

(2) 法定代理人による開示請求

法定代理人が請求する場合は、上記（1）に掲げる書類に加え、以下の書類を添付してください。

- c) 戸籍謄本や登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（開示請求日前30日以内に発行されたもので、コピーは不可。）
- d) 法定代理人本人であることを示す書類（運転免許証等、代理人本人であることを確認できる書類のコピーで可。なお、氏名、住所及び生年月日が確認できるようコピーしてください。）

(3) 任意開示

- 請求受付時に、利用者本人の氏名、住所及び生年月日を個人情報データベースの登録内容で確認し、原則として、請求受付日から起算して5営業日以内に任意開示の可否を決定します。(書類郵送による請求の場合は、電話で本人確認を行います。)
- 次のア～ウの場合は、全部又は一部を非開示とさせていただく場合があります。お問い合わせの際に、あらかじめ非開示となる可能性があるかと認められるときは、福岡市個人情報保護条例で定められた手続きをご案内する場合があります。
 - ア 利用者本人又は第三者の生命、身体、健康、生活又は財産その他権利利益を害するおそれがある場合
 - イ 福岡市又は受託事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - ウ 他の法令等に違反することとなる場合
- 任意開示の可否の決定に基づき、速やかに「福岡市就労相談窓口事業」保有個人情報開示請求への回答書<様式2>を請求者に返送します。

5 簡易な方法による個人情報の任意訂正について

(1) 必要書類

個人情報の任意訂正(追加や削除を含む。以下同じ。)を請求する場合は、以下の書類を請求受付窓口へ直接提出するか又は送付してください。

- a) 「福岡市就労相談窓口事業」保有個人情報訂正請求書<様式3>
- b) 必要な切手を貼付した返信用封筒(定型の封筒で、返信先を明記したもの。)

(2) 法定代理人による訂正請求

法定代理人が請求する場合は、上記(1)に掲げる書類に加え、以下の書類を添付してください。

- c) 戸籍謄本や登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類(訂正請求日前30日以内に発行されたもので、コピーは不可。)
- d) 法定代理人本人であることを示す書類(運転免許証等、代理人本人であることを確認できる書類のコピーで可。なお、氏名、住所及び生年月日が確認できるようコピーしてください。)

(3) 任意訂正

- 請求受付時に、利用者本人の氏名、住所及び生年月日を個人情報データベースの登録内容で確認し、原則として、請求受付日から起算して10営業日以内に任意訂正の可否を決定します。(書類郵送による請求の場合は、電話で本人確認を行います。)
- 前記1の①～⑥の情報の削除請求については、以下の統計に必要な項目を除き、個人情報データベースから氏名、住所、電話番号等の連絡先など個人の特定につながる内容や就職活動の状況、相談支援の内容等のデータを削除します。

[統計に必要な項目]

- ①性別、生年月日
- ②希望就業形態
- ⑤「就職活動の状況」のうち、就職活動を始めた時期
- ⑥「相談支援の内容」のうち、相談支援日

- 前記1の⑦の情報については、求人求職管理用データベースの法定保管期限が2年間となっていますので、その間は削除することができません。
- 任意訂正の可否の決定に基づき、速やかに「福岡市就労相談窓口事業」保有個人情報訂正請求への回答書〈様式4〉を請求者に返送します。

6 前記4及び5の簡易な方法による請求に関する注意事項

- 任意開示等の手続きに係る手数料は無料です。
- 任意開示等の対応は行政処分にあたりませんので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく不服申立てを行うことができません。
- 任意開示等の請求に伴い取得した個人情報（請求書類に記載された情報）は、任意開示等の手続きに必要な範囲で利用します。なお、請求書類は、福岡市が規則等に基づき適切に保管・廃棄します。
- 任意開示等の請求書類に形式上の不備があると認めるときは受付を保留します。この場合、請求者に連絡をとり、不備が補完された後に受付を行います。なお、受付を保留し1年を経過したものは、福岡市が当該請求書類を廃棄します。
- 法定代理人による請求の場合、必要に応じて利用者本人に連絡させていただく場合があります。

7 問い合わせ・請求受付窓口

株式会社九電ビジネスフロント（受託事業者）

〒810-0001 福岡市中央区天神二丁目12番1号 天神ビル4階

Tel：092-733-0717 Fax：092-711-1682

※受付時間：月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く。）9時～17時

8 事業所管課

福岡市経済観光文化局就労支援課

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市役所14階

Tel：092-711-4326 Fax：092-733-5593

E-mail：shuurou.EPB@city.fukuoka.lg.jp